****INAIDOPOS** 軽減税率設定マニュアル

Vol. 2 9月5日更新

消費税改正により、令和元年 10 月より 消費税が「軽減税率 8%」と「標準税率 10%」に変更されます。 対応には、以下の手順で MAIDO POS の設定が必要になります。

●消費税の軽減税率制度について

消費税の軽減税率制度の詳細は 国税庁のホームページをご確認ください。 消費税の軽減税率制度
軽減税率制度について詳しく知りたい方はこちら

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm

●軽減税率の設定をして下さい

設定スケジュールは計画的に行って下さい。

²⁰¹⁹ **9 /30** まで 軽減税率設定マニュアル

ステップ

消費税パターンマスタの設定

ステップ **2**

軽減税率対象商品の設定

ステップ **3**

販売形態の設定

2019 9 /30

営業終了

2019 1 0 / 1

営業前

ステップ **4**

標準税率を10%に変更する

ステップ **5**

各店 MAIDO POS 同期ダウンロード

2019 1 0 / 1

営業開始

新税率が適用されています

消費税パターンマスタの設定

- MAIDO SYSTEM 本部アカウントでログインする
- MAIDO POS コントロールパネルを開く





設定 から 「消費税パターンマスタ」を選択する



4 消費税パターンマスタの画面で 各パターンを設定する



(例)

あくまでも一例です。 現在の設定をベースに 任意で設定をして下さい。







| 消費税パターンマスタ画面下の | 消費税パターンマスタを保存|| を押す



軽減税率を設定しても9月中は、レジには反映しない仕様となっております9月2日現在

軽減税率対象商品の設定

- MAIDO SYSTEM 本部アカウントでログインする
- MAIDO POS コントロールパネルを開く





高品 から「商品マスタ」を 選択する



マスタ画面の

一般商品で対象商品の編集を押す

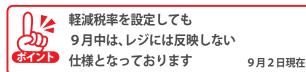




「テイクアウト(軽減税率対象)商品の場合は以下の設定する

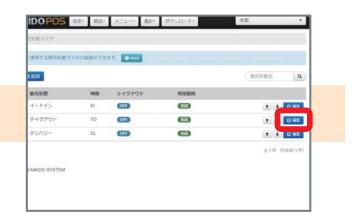


✓ チェックを入れると受注時に
自動的に「軽減税率」を適応できます。



販売形態 テイクアウト・デリバリーの設定

- 設定から 「販売形態マスタ」を選択する
 - MAIDO POS 設定 商品・メニュー・ 集計・ ダウンロード・ POS設定 (VX) Home / 販売形態マスタ ፟ 座席設定 伝票作成時に使用する販売形態 ፞ 媒体設定 🝃 消費税パターンマスタ + 販売形態を追加 販売形態 利用統用 ₩ 販売形態マスタ 7595 イートイン 全店 7594 テイクアウト ▲ 預かり物マスタ 全店 № 増額・値引・割増・割引マスタ 7593 デリバリー 全店 ■ ゲーム設定
- 販売形態マスタの画面 編集を押す



- お持ち帰りの場合
- 販売形態名、略称等を登録し 保存を押す



デリバリーの場合

販売形態名、略称等を登録し 保存 を押す



テイクアウト表示の ON を確認



標準税率を10%に変更する

変更期間

2019 9 /30 営業終了 10/1 営業前

- 期間内で標準税率を 10%に変更をする
- MAIDO SYSTEM 本部アカウントでログインする



MAIDO POS コントロールパネルを開く



設定 から 「消費税パターンマスタ」を選択する



4 消費税パターンマスタの画面で 各パターンを設定する

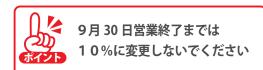


(例)

あくまでも一例です。 現在の設定をベースに 任意で設定をして下さい。



| 消費税パターンマスタ画面下の | 消費税パターンマスタを保存 を押す



各店 MAIDO POS 同期ダウンロード

実施期間

2019 9 /30 営業終了 10/1 営業前

同期 一画面 各 MAIDO POS Browser の読み直し

【同期(ダウンロードのみ)】を押す





● 税率設定の反映を必ずご確認下さい

POINT

「軽減税率設定」は、本紙設定以外にも様々な設定が可能です。

、「10%」「8%」ごとに、別の「外税商品」として設定する

店内 珈琲 300円 【通常税率 外税 10%】のみ設定

◆持帰 珈琲 300円 【通常税率 外税 10%】【軽減税率 外税 8%】

単純に「通常税率」を 10%と8%で設定しても、 軽減税率対応レシートには なりませんのでご注意ください。

例2「店内」「持帰」ともに、同単価の「内税商品」として設定する

店内 珈琲 300円 【通常税率 内税 10%】のみ設定

●持帰 珈琲 300円 【通常税率 内税 10%】【軽減税率 内税 8%】

同単価の内税商品として 設定する場合でも、税率は分けて 設定しなければなりません。

「端数値引」を設定する場合は、各消費税マスタごとに「切り捨て」が計算されます。

例えば 1 つのレシートに「外税 10%」「外税 8%」「内税 10%」「内税 8%」の 4 税率が計上される場合は、 切り捨て額は、最小4円~最大36円となり、負担が大きくなりますので、

このような場合は、「端数値引しない」を推奨いたします。

当社では、本件に関するお客様の損失について一切責を負いません。